

マイナ保険証をご利用ください

～マイナンバーカードで資格・負担割合などを確認できます～

令和6年12月2日からはマイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行しました

法令改正により令和6年12月2日からはマイナ保険証での受診が基本となったため、従来保険証が発行されていた場合に交付されるものが、マイナ保険証の有無に応じて異なります。同じ世帯でも、世帯員ごとにマイナ保険証の有無が異なるため、必ずしも世帯全員に同じものが交付されるわけではありません。

なお、加入時に世帯員のマイナ保険証の有無がわからない場合など、一時的に「資格確認書」を交付する場合があります。その後、マイナ保険証をお持ちであることが判明した場合は、「資格情報のお知らせ」に切り替えて交付します。

＜70歳・75歳の誕生日を迎える方へ＞

・70歳の誕生日の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から、窓口での負担割合が所得に応じて2割または3割に分かれます。そのため、資格確認書等の有効期限は、通常の7月末ではなく、誕生月の月末（誕生日が1日の方は誕生日の前日）となります。

・75歳の誕生日からは、後期高齢者医療保険制度に移行します。そのため、資格確認書等の有効期限は誕生日の前日までとなります。誕生日以降の健康保険については、千葉県後期高齢者医療広域連合から送付されるお知らせ等をご確認ください。

＜資格情報のお知らせ＞

(変更がない限り1度のみ交付／A4版)

対象：マイナンバーカードがあり保険証利用登録をしている方（マイナ保険証あり）
※医療機関のカードリーダーやマイナポイント事業で保険証利用登録を済ませている方もいます。

内容：ご自身の被保険者資格を確認するために交付されるものです。

通常はマイナ保険証のみで受診します。

カードリーダーの不具合等、マイナ保険証で資格確認できない場合に、マイナ保険証と併せて「お知らせ」を提示します。

【年度更新時（毎年7月末）】

マイナ保険証には有効期限がないため、内容に変更がない場合は交付されません。

70歳以上の方は、毎年負担割合の見直しが行われるため、

「お知らせ」が交付されます。

【70歳になるとき】

誕生日の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から負担割合（2割または3割）の見直しが行われます。見直しを踏まえて「お知らせ」が交付されます。

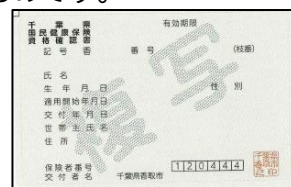


＜資格確認書＞

(従来の保険証と同じカード型)

対象：マイナンバーカードを持っていない・利用登録をしていないなど
マイナ保険証で受診できない方

内容：従来の保険証と同様、医療機関等に提示して受診するためのものです。



【年度更新時（毎年7月末）】

有効期限の更新及び70歳以上の方は負担割合の見直しのため、郵送により交付されます。

【70歳になるとき】

誕生日の翌月（誕生日が1日の方は誕生日）から負担割合（2割または3割）の見直しが行われます。見直しを踏まえて「確認書」が交付されます。



マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方（デジタル庁作成動画）→
※市ホームページから外部サイトにリンクします。

国民健康保険の加入・脱退の手続きは、引き続き必要です

！就職や扶養認定等により社会保険に加入した場合、加入日以降は国民健康保険では受診できませんのでご注意ください！

とっても
カンタン！

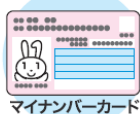
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

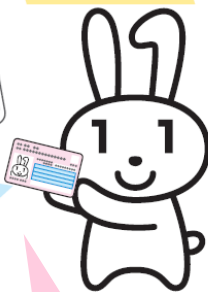
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



利用登録がまだの方！
カードリーダーで
簡単にできます！

2

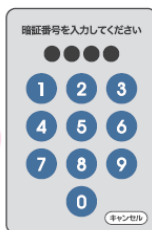
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手帳以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために利用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために利用します。



カードを忘れずに！

限度額適用認定証を申請して持参しなくても、
マイナ保険証で受診すると、高額療養費制度における限度額が適用され、
窓口での支払いが一定額までとなります。

- ・国民健康保険税に未納がある場合は、未納がなくなるまで適用できません。
 - ・世帯内に所得が未申告の方がいると、区分判定ができず、最上位の区分となる場合があります。
 - ・住民税非課税世帯で過去1年間の入院が91日以上となり、食事療養費の減額を受ける方は、標準負担額減額認定証の申請が必要です。
 - ・複数の医療機関で受診した場合や、同一世帯の他の国保加入者に高額な医療費がかかった場合など、合算によって高額療養費に該当する場合があります。
- この場合は申請が必要ですので、申請の案内がありましたら申請してください。

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れにご注意ください！

マイナンバーカードや電子証明書には有効期限があります。
有効期限が切れると、マイナ保険証として使用できなくなるほか、
その他の手続きにも使用できなくなる場合がありますので、
有効期限が切れる前に忘れずに更新手続きを行ってください。

